

## 胎内型ツーリズム推進協議会 301 人会規約―(案)―

### (目 的)

第1条 本会は、市民の参画型で、本市の豊かで美しい自然、伝統文化や食文化、バランスのよい農業と元気な農業経営者、全国に誇れる観光交流施設等の地域資源を活かした市民の交流並びに都市生活者との交流を積極的に推進することにより、市民が安心して、快適に、楽しく生活できるオンリーワンの地域づくりの実現等に資することを目的とする。

### (名 称)

第2条 本会は、「胎内型ツーリズム推進協議会 301 人会」と称する。

### (業 務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) 胎内型ツーリズムの普及・啓発に関する事項
- (2) 地域資源を活かした魅力ある胎内型ツーリズム推進に関する事項
- (3) 地域における推進体制や集落コミュニティづくりに関する事項
- (4) 体験プログラムの策定や人材育成・活用に関する事項
- (5) 都市生活者のふるさと回帰の受入に関する事項
- (6) その他胎内型ツーリズムに必要な事項

### (構 成)

第4条 本会は、趣旨に賛同した関係機関、個人、団体等を会員として構成する。

### (事務局)

第5条 本会の事務を処理するため胎内市役所内に事務局を置く。

2 事務局長は会長が指名し、事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

### (組 織)

第6条 本会の円滑な運営を図るため役員会を置く。

### (役員会)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

### (役員を選任)

第8条 役員は総会において選任するものとし、市長が委嘱する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、第4条の会員の中から選任する。

### (役員職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計会務の執行を監査する。

4 本会に、顧問及びコーディネーターを置くことができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員は、任期満了後であっても後任者が選任されるまでの間はその職務を遂行するものとする。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること

(2) 役員選出に関すること

(3) 事業の推進に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) その他重要事項

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進チーム)

第12条 本会の目的達成のため、推進チームを置くことができる。

2 推進チーフは、会員の中から会長が指名する。

3 推進委員は、会員の中から推進チーフが必要に応じて指名する。

4 推進チームは、必要に応じて他の推進チームと協力して事業を企画・実施する。

5 推進チーフは、事業の企画・実施のために主体的に推進会議を開催するとともに、推進チーフ会議等にて活動状況を報告する。

6 推進チーフ会議は、推進チーム間の情報交換等のため、会長が随時招集する。

(世話人会)

第13条 本会に、世話人会を置くことができる。

2 世話人は、会員の中から会長が指名する。

3 世話人代表は、世話人の中から互選する。

4 世話人会は、会長が招集する。

5 世話人会は、推進チームの成果をまとめ、胎内型ツーリズムの具体的な推進方策及び新たなネットワークづくりを提案する。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、補助金、寄付金等を以って充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第16条 この規約に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年6月10日から施行する。